

## 5. 増資・組織改正

### (1) 明治20年の増資

#### 増資の決議

開業後1～2年の間は紙幣整理に伴う金融の緩慢から、本行も「放資の途なきに苦むの状況」であったが、既に述べたように本行業務は追々と伸長を示し、殊に明治19年初来の政府紙幣交換処分に伴って本行兌換銀行券は増発され、「事業に対して資力の稍薄弱なるやの感あるに至」<sup>(1)</sup>った。銀行券発行高に対する払込済資本金の比率いかんが、当時どれほどの意味を有したかはなかなか断定しがたいが、明治19年末の同比率は14.0%と同年6月末の29.3%に比べれば半減していた。このような事態に対応し本行は、明治20年(1887年)2月19日に開かれた株主総会に、「本行現在ノ資本金壹千万円へ更ニ壹千万円ヲ増加シ新タニ株券ヲ発行スル事」を議題として提出した。

この「議題説明」によると、<sup>(2)</sup>当時の本行資本金1000万円のうち払込済高は500万円であったが、「業務益々拡張し、殊に兌換券の発行高次第に巨額に及ぶべきの実況なるに付、現在の資本高は之を事業に比すれば到底不足にして甚だ権衡を失」している。現在の株式払込み残額500万円を徴集すればよいとも考えられるが、それでは「全体の資本総額に多きを加へざるがゆへ、尚不権衡の嫌を免かる能はず」、倍額増資が必要であると述べている。

増資の方法については、①増資新株は5万株、1株200円とする、②1株につき100円、総計500万円の払込みを求め、残額は定款第9条第3項に従い本行の都合により募集する未払残額としておく、③新株発行価格は額面100円につき175円とし、現在の株主に割り当てる、④新株の払込みは1株につき20年6月15日～30日の間に87円50銭、12月15日～31日の間に87円50銭とする、こととされていた。発行価格の175円は、前年来の時価を参酌して定められたものであったが、時価を基準にして新株を発行する方法は、1857年のフランス銀行の増資および

## 第2章 草創期の日本銀行

1873年のベルギー国立銀行の増資の例にならったものであった。

2月19日の株主総会における討議の結果、出席株主の所有株式数3万2957株（全株式数の65.9%）、その権利数734のうちわずかの1を除き、上記議題は賛成可決された。即日、本行は日本銀行条例第4条・同定款第7条に基づき大蔵大臣に対し1000万円の増資を請願した。同大臣はこれを閣議に提出してその同意を得、3月14日「願之趣允許」し、翌15日、大蔵省告示第30号により、本行「資本金ヲ改メテ総額弍千万円ト為シ更ニ五万株ヲ増加スルコトヲ許可」した旨公示した。

この増資に伴う株式払込みは予定どおり実施され、明治20年末の本行払込済資本金は合計1000万円となり、新株の発行プレミアム375万円は積立金に振り替えられた。

### 株主構成の変化

明治16年以降、明治19年までの4年間における本行株式譲渡（売買）件数は1104件（譲渡人680名、譲受人681名）、同株数は1万9644株（うち無償分1275株）に達したが、上記の第1回増資を機に譲渡件数は一段と増加し、明治20年中のそれは971件（譲渡人443名、譲受人478名）、譲渡株数は1万3005株（民間保有全株式数の26.0%）に及び、20年末の株主数（内蔵頭を含む）は687名と前

表 5-1 本行株式譲渡（売買）数

明治年/期	件数	譲渡人数	譲受人数	譲渡株数	うち無償分	有償分
						平均価格
16/上	90	51	76	2,490	285	49.95
下	114	66	87	2,123	215	72.98
17/上	115	78	80	1,836	60	121.10
下	144	94	85	2,284	205	142.88
18/上	135	91	79	2,348	165	138.09
下	65	48	52	1,693	140	130.75
19/上	220	127	107	3,864	170	490.56
下	221	125	115	3,006	35	242.54
20/上	407	175	187	5,100	140	288.33
下	(旧) 172	101	102	2,640	535	224.13
”	(新) 385	167	189	5,265	225	122.30

(注) (旧)は旧株を、(新)は新株を示す。

(出所) 日本銀行保有資料『半季報告材料書類』。

年末比90名（15.1％）増加した。

倍額増資後の民間株主構成を見ると（表5-2）、当然のことながら保有株式数10株までの株主数は大幅に減少した（明治15年末225名・2240株→20年末84名・815株）が、50株未満の小株主を一括すればその減少数は4名にとどまった。これに対して、100～499株保有の株主数は69名から146名へ2.1倍の増加を示し、その保有株式数の民間保有株式総数中に占める割合は46％から52％へ上昇した。また、500株以上の大株主も4名から10名に増え、その保有株式数の比重は10％から16％に増大した。

表 5-2 保有株式数別民間株主の構成

保有株式数		～49株	50～99株	100～499株	500～999株	1000株～	合計
明治 15年 末	株主数(名)	425 ( 73.3)	82 ( 14.1)	69 ( 11.9)	3 ( 0.5)	1 ( 0.2)	580 (100.0)
	株式数(株)	6,705 ( 26.8)	4,265 ( 17.1)	11,530 ( 46.1)	1,500 ( 6.0)	1,000 ( 4.0)	25,000 (100.0)
	平均保有 株式数(株)	15.8	52.0	167.1	500.0	1,000.0	43.1
明治 20年 末	株主数(名)	421 ( 61.4)	109 ( 15.9)	146 ( 21.3)	9 ( 1.3)	1 ( 0.2)	686 (100.0)
	株式数(株)	9,205 ( 18.4)	6,890 ( 13.8)	25,807 ( 51.6)	6,098 ( 12.2)	2,000 ( 4.0)	50,000 (100.0)
	平均保有 株式数(株)	21.9	63.2	176.8	677.6	2,000.0	72.9
増 減 (△)	株主数(名)	△ 4	27	77	6	0	106
	株式数(株)	2,500	2,625	14,277	4,598	1,000	25,000
	平均保有 株式数(株)	6.1	11.2	9.7	117.6	1,000.0	29.8

(注) カッコ内は構成比(%)。

(出所) 前掲『半季報告材料書類』。

ちなみに、明治19年末と20年末の上位株主20名を比較してみると（表5-3）、倍額増資にそのままじ保有株式数を倍増させた者は、三井八郎右衛門（三井組に名義変更したと推定される）ほか8名と約半分には達したが、増資を機に新株引受け以外に持株数を増やした者は原善三郎（40株増）と原亮三郎（同20株）の2名にとどまり、あとの9名はいずれも旧株または新株の一部を手放している。たとえば、19年末に株主第2位の地位を占めていた川崎八右衛門は、新株をそのまま引き受ければ保有株式数は1300株となったにもかかわらず、徳川篤敬に対する

表 5-3 上位民間株主の変化

明治19年末		明治20年末	
三井 八郎右衛門	1,000株	三井 組	2,000株
川崎 八右衛門	650	井上 保次郎	882
安田 善次郎	500	川崎 正蔵	836
川崎 正蔵	418	久次米銀行	800
久次米銀行	400	三野村 利助	660
三野村 利助	355	北岡 文兵衛	650
北岡 文兵衛	350	原 善三郎	640
原 善三郎	300	安田 善次郎	630
鴻池 善右衛門	250	広岡 久右衛門	500
広岡 久右衛門	250	茂木 惣兵衛	500
住友 吉左衛門	250	原 亮三郎	460
茂木 惣兵衛	250	住友 吉左衛門	455
渋沢 栄一	240	川村 伝衛	440
井上 富久蔵	230	三井 銀行	430
原 亮三郎	220	山川 貞蔵	430
川村 伝衛	220	中村 清蔵	420
川上 左七郎	200	徳川 篤敬	400
大江 清兵衛	200	川上 左七郎	400
小西 新右衛門	200	大江 清兵衛	400
名古屋 銀行	200	小西 新右衛門	400

(出所) 日本銀行「第九回半季報告」および「第十一回半季報告」  
 (日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第8巻、  
 大蔵省印刷局、昭和31年、所収)。

200株をはじめとして、多数の人に10株～20株程度に分けて譲渡したため、20年末の保有株式数は260株にすぎなくなり、第32位に低落した。また、第3位にいた安田善次郎も、20年中に旧株・新株を差引き370株手放した勘定となり、20年末には第8位を占めるにとどまった。

その反面、19年末には第24位にいた大阪の実業家井上保次郎は、20年間に保有株式を716株増やし、三井組に次ぐ第2位の地位に急上昇した。ただし、井上の明治20年中の本行株式売買状況をみると、旧株を36名の株主から353株、新株を22名の株

主から497株譲り受ける一方、旧株を27名に対し265株、新株を9名に対し105株譲り渡しており、年間の本行株式売買件数は94件、売買株数は1220株の多きになっていた(売買の結果、旧株88株・新株392株の譲受け超)。井上が本行民間株主第2位の地位に就くに至った背後には、このように頻繁な売買が見られたのであるが、その意図は明らかでない。

なお筆頭株主の内蔵頭は、増資新株引受申込み期限(明治20年4月10日)の前前日である4月8日、本行に対し、その引受け分2万5000株の半分1万2500株を「当寮の都合により三井銀行へ譲渡候条、右株式記名は三井銀行の名義に記載成度」と申し出ているが、その後の経過をたどると譲渡した形跡はない。<sup>(3)</sup>1万2500株の譲渡が実行されると、三井銀行の保有株式数が著しく増え、他の株主との均衡を失することになるので、譲渡の取消しを要請したのではなかろうか。本

行が内蔵頭に、増資新株第1回払込金に相当する218万7500円を貸し付けた（金利年5%）のはその代償と思われる<sup>(4)</sup>。また、第2回払込金についても185万円を貸し付けたようであるが確証はない。

ちなみに、内蔵頭保有株式数を追跡してみると、明治28年8月の第2回増資（1000万円、5万株）まで5万株で推移し、この増資とともに7万5000株となったが、29年下期に山本達雄・河上謹一・鶴原定吉・首藤諒・志立鉄次郎・高橋是清・辰野金吾等、主として日本銀行関係者に対し合計5340株を譲り渡し、30年1月末には6万9660株となった。しかし、三井銀行に対する株式譲渡は見られなかった。

参考までに、地方別民間株主構成を見ると表5-4のとおりである。関東地方、特に東京の比重上昇と関西地方の比重低下が目につく。また、明治20年末における株主種類・職業別内訳は表5-5のとおりであった。

表 5-4 地方別民間株主構成

地 方	明 治 15 年 末		明 治 20 年 末	
	株 主 数 (名)	株 式 数 (株)	株 主 数 (名)	株 式 数 (株)
東 北	5( 0.9)	67( 0.3)	8( 1.2)	596( 1.2)
関 東	106( 18.3)	8,950( 35.8)	241( 35.1)	23,091( 46.2)
東 京	74( 12.8)	6,995( 28.0)	194( 28.3)	19,082( 38.2)
神 奈 川	20( 3.5)	1,515( 6.1)	22( 3.2)	2,984( 6.0)
中 部	92( 15.9)	2,620( 10.5)	69( 10.1)	3,772( 7.5)
愛 知	28( 4.8)	650( 2.6)	19( 2.8)	1,350( 2.7)
静 岡	17( 2.9)	510( 2.0)	16( 2.3)	760( 1.5)
近 畿	346( 59.7)	11,928( 47.7)	326( 47.5)	19,842( 39.7)
大 阪	121( 20.9)	5,015( 20.1)	137( 20.0)	9,172( 18.3)
滋 賀	80( 13.8)	2,685( 10.7)	68( 9.9)	4,663( 9.3)
京 都	113( 19.5)	2,505( 10.0)	96( 14.0)	3,797( 7.6)
兵 庫	26( 4.5)	1,510( 6.0)	12( 1.8)	1,500( 3.0)
中 国	5( 0.9)	335( 1.3)	7( 1.0)	440( 0.9)
四 国	10( 1.7)	635( 2.5)	14( 2.0)	1,340( 2.7)
九 州	16( 2.8)	465( 1.9)	21( 3.1)	919( 1.8)
計	580(100.0)	25,000(100.0)	686(100.0)	50,000(100.0)

(注) カッコ内は構成比(%)。

(出所) 前掲『半季報告材料書類』。

## 第2章 草創期の日本銀行

表 5-5 株主種類別・職業別内訳 (明治20年末)

	名	%	株	%
内 蔵 頭	1	( 0.1)	50,000	( 50.0)
華 族	13	( 1.9)	1,825	( 1.8)
士 族	101	( 14.7)	6,199	( 6.2)
平 民	541	( 78.7)	36,821	( 36.8)
農 業	32	( 4.7)	1,480	( 1.5)
工 業	4	( 0.6)	70	( 0.1)
商 業	389	( 56.6)	25,732	( 25.7)
官 吏	3	( 0.4)	100	( 0.1)
銀 行 業	33	( 4.8)	4,635	( 4.6)
医 師	2	( 0.3)	160	( 0.2)
僧 侶	2	( 0.3)	40	( 0.0)
弁 護 士	1	( 0.1)	40	( 0.0)
会 社 員	1	( 0.1)	65	( 0.1)
雑 業	21	( 3.1)	1,405	( 1.4)
備	7	( 1.0)	390	( 0.4)
無 職	46	( 6.7)	2,704	( 2.7)
銀 行 会 社	30	( 4.4)	5,125	( 5.1)
寺	1	( 0.1)	30	( 0.0)
合 計	687	(100.0)	100,000	(100.0)

(注) カッコ内は構成比(%)。

(出所) 前掲『半季報告材料書類』。

- (1) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、大正2年、647ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 同上、648～649ページ。
- (3) 日本銀行保有資料『営業関係書類』(明治18年～23年)。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点を入れた。
- (4) 同上。

## (2) 組織の改正

### 明治23年1月の改正

明治15年10月に開業後、本行業務は国庫事務・国立銀行券消却事務・兌換銀行券発行事務などを加えたほか、対民間取引も次第に拡大してきた。さらに明治23年(1890年)4月からは委託金庫制度が実施されることになり、それまでの行内組織のままでは不便が少なくない状況になったので、この際全組織を改正するこ

とになり、23年1月16日、本行は図5-1、5-2のように本支店組織を改めることを大蔵大臣に内申し、同月20日にその認可を得た。<sup>(1)</sup>

図5-1 本店組織

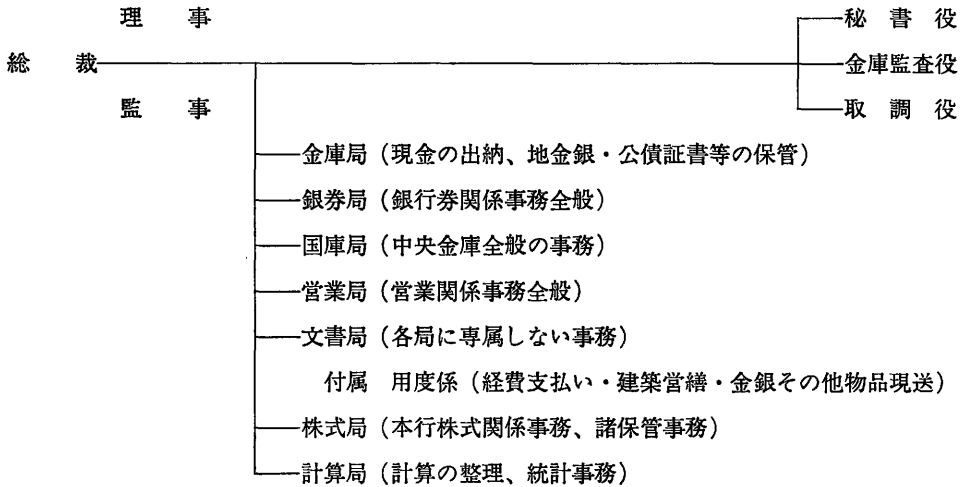
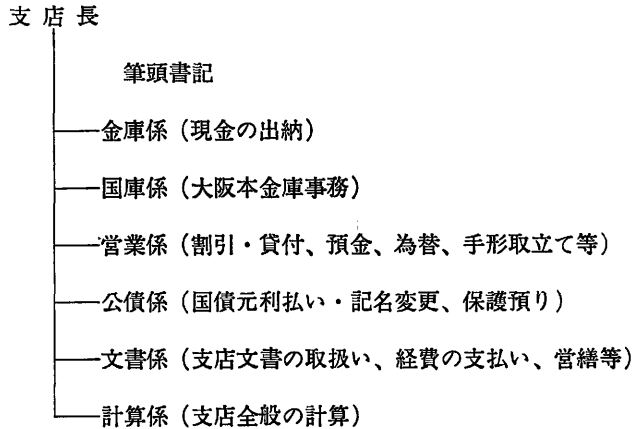


図5-2 支店組織



この改正により、銀行紙幣支消部は廃止されてその事務を銀券局に引き継ぎ、開業以来の割引局も廃止され、新設の営業局にその事務を引き継いだ。営業局は割引局の事務のほか、金庫局・国庫局の一部事務も引き継ぎ、割引・貸付、内外為替、預金、地金銀・国債売買、手形取立て、国債の発行・償還・利払い、預金

局預金取扱い等の業務を取り扱うことになった。そのほか目立った改正としては、①総裁に直隸して秘密書類の取扱い・本行職員人事をつかさどる秘書役、②総裁の命により金庫の鍵保管・開閉の臨検に当たる金庫監査役、③総裁に直隸しその特命により諸種の調査・翻訳・統計事務をつかさどる取調役が設けられたことが挙げられよう。

このような組織改正を行った1月20日、川田総裁は行員に次の論達を下した。<sup>(2)</sup>

本行業務之義迫々拡張し、殊に不遠金庫事務も増加するに際し、行内各局課其他行員等の組織是迄の儘にては不便の廉有之に付、今般全体の組織を改正し、従来の七局一部及二十一課三係並に支配役・副支配役・局長補・課長・一等より五等に至る書記を総て全廃し、更に金庫・銀券・国庫・営業・文書・株式・計算の七局を置き、各々局長一人及筆頭書記をして若干の書記・手代を統率して局務を処弁せしめ候条、此旨相心得一同益々勉勵従事し、業務をして渋滞せしめざる様厚く注意可致、此旨及論達候也。

### 調査統計事務の拡充整備

本行は開業時から調査統計事務を行っていたが、明治23年1月の組織改正を機にその拡充整備が図られた。

すなわち、明治15年10月の開業時に統計事務を計算局精算課の分掌とし、同年12月に精算課の分担事務を定めた際、同課中に統計係を置き、日計表・毎週および毎月の業務報告表・半期諸報告表等の作成のほか、本支店および取引約定先等の営業上諸般の景況報告作成に当たらせることにしていた。もっとも、当初は「本行計算上の統計」が主であって、一般金融事情に関する調査は本格化していなかったと思われる。

しかし、明治19年2月に文書局中に統計係を新設し、主として金融事項に関する統計事務を取り扱わせることにしたことは注目される。明治19年といえば、政府紙幣の銀貨兌換開始に象徴されるように紙幣整理政策が一段落し、わが国経済が目覚ましい発展の時期を迎える一つの画期をなしたので、金融情勢に関する統計的調査の必要が一層強くなったと思われるからである。文書局の統計係でこの



種調査が本格的に行われるようになったといつてよいであろう。

その後、前述した明治23年1月の組織改正時に、統計事務を再び計算局に移し、それまで計算局と文書局で扱っていた統計事務はすべて計算局の所管とした。この年にはわが国最初の近代的な意味での恐慌が発生したため、経済・金融事情に関する統計的調査が一段と要請されるに至ったのではなかろうか。同年2月1日実施の計算局事務仮章程によると、①本店各局・支店の回付する報告に基づく統計の作成、②銀行会社等の営業に関する主要事項の統計作成、③内外理財に関する資料の収集、④諸統計表の作成、が計算局統計事務と定められた。また、3月7日には統計事務取扱仮順序が制定され、各種統計帳簿の設置と統計月報の作成・回覧およびその資料収集が図られることになったが、仮順序に掲げられた統計項目は182の多数に上った<sup>(3)</sup>。

これらの統計を作成するに当たって利用する資料は、本店各局課および大阪支店のほか外部からも収集することにされていたが、本行外資料としては、まず国内では株式取引所・東京銀行集会所・大阪交換所・横浜正金銀行・第二国立銀行・ワットソン商会等の作成する日報または報告、大阪・下関・新潟米商会所報告、主要商品組合商報告、各国立銀行営業報告表・半期考課状、各地代理店の金利・商況報告、大阪造幣局報告、大蔵省関税局月報、農商務省報告、全国諸会社考課状、新聞雑誌などが挙げられていた。海外の資料としてはロンドンの週刊経済誌、三井物産物価報告、ロンドン・ニューヨーク・香港の諸新聞などが示されており、調査項目はロンドン市場の銀塊相場・本邦向け為替相場・金利、ニューヨークおよび香港の本邦向け為替相場・金利、イングランド銀行はじめ主要中央銀行の毎週営業報告と公定歩合、主要海外市場の金利、本邦外債およびイギリス永久国債の市場価格、上海市場の為替・銀貨・主要商品相場、各地の市況と金融など、多岐にわたっていた。

また、総裁に提出すべき統計図表として次のものが定められたが、本行の主たる関心が何に向けられていたかがうかがわれて興味深い。

(イ) 毎日作成するもの

①兌換銀行券発行高・正貨準備高・保証準備高の増減、②全国通貨流通高（前

## 第2章 草創期の日本銀行

日比、前月同日比、前年同日比を含む)、③本行貸出高増減、本行その他勘定の増減、④国債・株式・為替・金貨・米穀等の相場および割引金利、⑤ロンドン・パリ・ニューヨーク・香港の参着払為替相場と本行の金貨相場、⑥東京の定期米・正米相場、⑦東京・大阪の市中割引金利、⑧国債市場価格、⑨本行・横浜正金・第一国立銀行株価、⑩鉄道会社・諸会社の株価、⑪大阪・桑名・下田・新潟等の定期米・正米相場。

### (ロ) 毎週作成するもの

本行・イングランド銀行・ロンドン市場・パリ市場・ニューヨーク市場の金利。

### (ハ) 毎月作成するもの

①内外国為替手形の月中割引高・拒絶高、②本行の月中対民間貸付金・返金高増減、③本支店・代理店の月中銀貨受払い高増減および月中銀貨輸出入高増減、④月中廃棄兌換銀行券高増減、⑤月中国債発行高増減、⑥輸出入品の原価・輸出入高の毎月増減、⑦月中金銀価格の高低、⑧生糸・茶・銅・石炭・海産物等の月中輸出原価の高低、⑨綿糸・金巾・砂糖・鉄・石油・毛織物等の月中輸入原価の高低、⑩月中金銀貨・補助貨鑄造高増減、⑪月中全国通貨流通高増減。

創業後7年余の間に中央銀行業務の基礎固めもほぼ終わり、明治20年代初めに見られたように、本行は金融政策運営の主体としてその真価を発揮するに至った。23年1月の組織改正とともに、本行の調査統計事務が格段に整備拡充されたのは、そうした本行の着実な足取りに対応した当然の措置であったと思われる。後に「調査月報」へ発展する「統計月報」は明治23年10月に第1号が作成され、「これ以上詳細な金融情勢報告はわが国にはありえない」と評価されているが、<sup>(4)</sup>同月報を基礎として、本行業務のほか財政・市中金融・商況・貿易・法令等広範にわたる項目につき取りまとめた「統計年報」も、明治23年分から作成されていることから見ると、調査統計事務の整備拡充は直ちに成果を挙げたといってもよいであろう。

### 西部支店の開設

明治19年4月23日、本行は「国庫事務ノ取扱ヲ円滑ニシ兌換券流通ノ道ヲ便ニ

シ且金融ノ疏通ヲ謀リ金利ノ平衡ヲ得セシムル<sup>(5)</sup>ため、長崎・函館・新潟・神戸・横浜・赤馬関・名古屋・仙台の8か所に漸次支店を設けることを大蔵大臣に請願し（6月16日に再願）、6月23日、願いの趣を聞き届けられた。その際、支店設置の場所等を速やかに調査のうえ再度願い出るよう指示されたが、明治24年4月1日に岐阜と和歌山に出張所を置き、同26年4月1日には札幌・函館・根室に出張所を設けたものの、支店設置の運びに至らなかった。

しかし、明治26年に「民業ノ為メニ尽スヘキ金融ヲ便益ニシ商業ヲ発達セシムル」目的をもって本行組織を改正するに当たり<sup>(6)</sup>（7月15日蔵相に対し申請、9月1日実施）、大阪以西の金融に資するため山口県下赤間関に西部支店を開設することに決し、8月21日、大蔵大臣に請願書を提出して同月25日にその許可を得た。西部支店設置の場所としては「九州ノ咽喉ヲ扼シ且九州鉄道ノ開通漸次百貨ノ輻湊ヲ促シ後來商業上枢要之地ト相成可」門司のほうが適切であったが、同地はまだ鉄道が開通したのみで市街地の形をなしていなかったため、「追テ門司ニ家屋新築之上移転可致積」で赤間関市（現在の下関市）に本行支店を置くことにしたのであった。<sup>(7)</sup>西部支店は26年10月1日に開業し（初代支店長高橋 是清）、同日、来賓60名を招請して開業式を行ったが、総裁代理として与倉守人理事が列席し、国内要地に支店を設置し実業社会に一層の寄与をなす第一歩として西部支店を開設した旨の趣旨書を朗読した。

なお、明治27年3月31日、本行は和歌山出張所を廃止する一方、4月1日に京都出張所を開設した。

- (1) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、306～310ページ。
- (2) 同上、312～313ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、句読点および濁点を入れた。
- (3) 詳しくは同上、1315～1332ページを参照。
- (4) 日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第19巻、大蔵省印刷局、昭和32年、「解題」7ページ。
- (5) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、556ページ。
- (6) 同上、314ページ。
- (7) 同上、590～591ページ。